

保管依頼書

年 月 日

福山市長様

次の買受公売財産について保管費用が必要な場合は、買受人がその費用を負担し、買受人が引き取るまでの間、当該財産が破損・紛失等の被害を受けても福山市が一切責任を持たないことに同意します。

福山市が買受代金の納付を確認した後、福山市で当該財産を保管されるよう依頼します。

整理番号		
買 受 人	住所(所在地)	
	〒	
	名前(名称及び代表者名)	
		印
連絡先	-	-

公売公告番号	福山市公告第 号	売却区分番号	第 号
買受公売財産			
保管期間	年 月 日 から 年 月 日まで		

「福山市インターネット公売ガイドライン」および「落札後の注意事項」をよくお読みになり手続きをしてください。
買受代金納付後に保管費用が必要となる場合、その費用は買受人の負担となりますのでご了承ください。